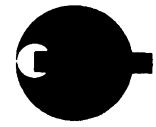


発行定日 毎週火曜日及び金曜日



奈良県公報



平城遷都
1300年
記念事業

目次

ページ

〔告 示〕	○受胎調節実地指導員の指定(健康増進課)	一	○基本測量の実施の通知(用地対策課)	五
〔公 告〕	○特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課)	一	○公共測量の終了の通知(用地対策課)	五
	○大規模小売店舗の変更の届出に関する公告(金融・商業振興課)	一	○都市計画事業の事業計画の変更について国土交通省近畿地方整備局長の認可を受けた件(下水道課)	五
	○右 同	二	○開発行為に関する工事の完了(建築課)	五
	○争議行為の通知の公表(雇用労政課)	二		
	○平成十九年度狩猟免許試験並びに狩猟免許更新の適正検査及び講習の実施(森林保全課)	三		
	〔正 誤〕		○平成十九年三月三十日付け奈良県公報号外第六十六号正誤表	六

告 示

奈良県告示第四十三号
母体保護法(昭和二十三年法律第百五十六号)第十五条第一項の規定により、次の者を受胎調節実地指導員に指定した。
平成十九年四月二十日

公 告

指定証番号	住 所	氏 名
五二一三	生駒市あすか野北三丁目六一八	垣内 三季
五二四	宇陀市榛原区天満台東二丁目二二三	雀ヶ野 香奈
五二五	生駒郡三郷町東信貴ヶ丘三丁目八ノ六	橋本 理映子

奈良県知事 柿本善也

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。
なお、定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び収支予算書は、奈良県生活環境部国民生活課において縦覧に供します。
平成十九年四月二十日

奈良県知事 柿本善也

一 申請のあった年月日
平成十九年三月二十八日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 ASUKA自然塾

三 代表者の氏名
石川 賢司

四 主たる事務所の所在地
高市郡明日香村雷三六六の三

五 定款に記載された目的
この法人は、青少年や社会人に対して、地域の自然環境の保護・保全・復旧を図る活動、まちづくりの推進を図る活動、国際協力の活動、子どもの健全育成を図る活動などの環境教育の推進を図るための事業を行い、広く持続可能な社会の建設に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。
なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所(団体にあつては団体名、代表者の氏名及び所在地)並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成十九年四月二十日から同年八月二十日まで奈良県商工労働部金融・商業振興課に到着するよう提出してください。
平成十九年四月二十日

奈良県知事 柿本善也

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 アピタ大和郡山店
所在地 大和郡山市田中町四四番地外

二 変更しようとする事項
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) 名称 ユニール株式会社
代表者 代表取締役 佐々木 孝治
(変更後) 名称 ユニール株式会社
代表者 代表取締役 前村 哲路

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前) 名称 ユニール株式会社
代表者 代表取締役 佐々木 孝治
(変更後) 名称 ユニール株式会社

<p>三 届出年月日 平成十九年四月十日</p> <p>四 縦覧場所 奈良県商工労働部金融・商業振興課</p> <p>五 縦覧期間 平成十九年四月二十日から同年八月二十日まで</p> <p>六 縦覧時間 午前九時から午後五時まで</p> <p>大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十号。以下「法」といいます。）第八條第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。</p> <p>なお、法第八條第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあつては団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べたる理由を記載した書面を添えて、平成十九年四月二十日から同年八月二十日まで、に奈良県商工労働部金融・商業振興課に到着するよう提出してください。</p> <p>平成十九年四月二十日</p> <p>奈良県知事 柿本善也</p> <p>一 大規模小売店舗の名称及び所在地 名称 サンタウンプラザすずらん館 所在地 奈良市右京二丁目三の四</p> <p>二 変更のあつた事項 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 （変更前）数 四箇所（出入口二箇所 出口一箇所 入口一箇所） 位置 届出書添付図面記載のとおり （変更後）数 五箇所（出入口二箇所 出口一箇所 入口一箇所） 位置 届出書添付図面記載のとおり</p> <p>三 届出年月日 平成十九年四月十二日</p>	<p>四 縦覧場所 奈良県商工労働部金融・商業振興課</p> <p>五 縦覧期間 平成十九年四月二十日から同年八月二十日まで</p> <p>六 縦覧時間 午前九時から午後五時まで</p> <p>奈良市西木辻町二〇〇岡谷会本館二階の奈良県医療労働組合連合会執行委員長上村啓子から平成十九年四月十日付けて、次のとおり争議行為を行うと通知がありました。</p> <p>平成十九年四月二十日</p> <p>奈良県知事 柿本善也</p> <p>一 事件</p> <p>1 医師・看護師をはじめとする医療・介護労働者の大幅増員、労働条件改善、「合理化」、業務委託反対、働くルールの確立</p> <p>2 生活改善をはかる賃上げと雇用の確保、「賃下げ・査定昇給」、成果主義賃金の導入反対。医療産別最低賃金の制度化（病院の看護師・准看護師）</p> <p>3 医療・介護・社会保障の拡充、医療改善の中止、撤回、安全、安心の医療とゆきとといった看護・介護の実現</p> <p>4 国公立・公的・民間医療機関の統廃合など医療提供体制の縮小再編成「合理化」反対。存続・拡充と雇用の確保</p> <p>5 二〇〇万人以上看護体制を保障する「看護職員需給見通し」の抜本見直し。二年課程通信制、各県一校の開設と受講保障、支援措置の確立</p> <p>6 憲法改悪・国民投票法阻止、改悪教育基本法の具体化反対、核兵器廃絶、平和と民主主義の養護、消費税など庶民増税阻止</p> <p>二 日時 平成十九年四月二十三日（月）午前八時三十分以降、妥結に至るまでの間、連日又は短時間</p> <p>三 場所 1 岡谷医療労働組合の関係施設及び職場 奈良市南宮町二丁目二五―一</p>	<p>おかたに病院 奈良市南宮町一―一八三―二五</p> <p>さくら診療所 奈良市高畑町九五―一</p> <p>高畑診療所 奈良市西木辻町四―七―二</p> <p>新大宮診療所</p> <p>奈良市今在家町三八</p> <p>佐保川診療所</p> <p>大和郡山市新町三〇五―九二</p> <p>片桐民主診療所</p> <p>大和郡山市小泉町五五二</p> <p>小泉診療所</p> <p>奈良市高畑町二二〇</p> <p>介護老人保健施設「やぐしの里」</p> <p>奈良市西木辻町二〇〇 岡谷会本館二階</p> <p>訪問看護ステーション「めぐもりポート」</p> <p>大和郡山市新町三〇五―九二</p> <p>訪問看護ステーション「あじさい」</p> <p>奈良市西木辻町二〇〇 岡谷会本館二階</p> <p>岡谷会ホームヘルプステーション</p> <p>奈良市南宮町一丁目一八三</p> <p>しあわせ薬局・済美店</p> <p>大和郡山市新町三〇五―八六</p> <p>しあわせ薬局・片桐店</p> <p>大和郡山市小泉町八〇八</p> <p>しあわせ薬局・小泉店</p> <p>2 平和会医療労働組合の関係施設及び職場</p>
--	--	---

奈良市西大寺赤田町二丁目七ー一
吉田病院
奈良市西大寺赤田町二丁目四ー六
伏見診療所
奈良市西大寺北町四丁目四ー一
きたまちクリニック
奈良市あやめ池南六丁目一ー七
あやめ池診療所
奈良市三碓二丁目一ー三
とおみ診療所
奈良市石京三丁目二ー二
ならやま診療所
生駒郡三郷町夕陽ヶ丘一ー三
夕陽ヶ丘診療所
生駒市本町七ー一〇
いこま駅前クリニック
奈良市西大寺赤田町二丁目七ー一
精神障害者生活訓練施設「ハイツリベルテ」
奈良市西大寺赤田町二丁目七ー一
訪問看護ステーション「ほおずき」
奈良市あやめ池南四丁目一ー六七
訪問看護ステーション「わかば」
奈良市三碓二丁目一ー三
訪問看護ステーション「ほほえみポート」
奈良市石京三丁目二ー二
訪問看護ステーション「びだまり」
奈良市西大寺赤田町二丁目七ー一
平和会ホームヘルプステーション
奈良市西大寺赤田町二丁目五ー三
あしび薬局・赤田店

奈良市あやめ池南六丁目一ー四一
あしび薬局・葛蒲池店
奈良市西大寺北町三ー四一三三
あしび薬局・北町店
奈良市富雄元町二丁目七ー二二一〇一
あしび薬局・富雄店
生駒市本町七ー一
あしび薬局・生駒店
3 健全会労働組合の関係施設及び職場
大和高田市日之出町二二一三
土庫病院
大和高田市日之出町二二一三
土庫こども診療所
大和高田市日之出町二一六
日の出診療所
北葛城郡河合町大字穴闇八一一
河合診療所
桜井市大字大福二四〇一
大福診療所
大和高田市日之出町二二一八
東洋医学研究所付属・鍼灸施術所
生駒市本町七ー一〇
生駒胃腸科肛門科診療所
大和高田市日之出町二二一五
介護老人保健施設「ふれあい」
大和高田市日之出町二二一四
訪問看護ステーション「そよかぜ」
北葛城郡河合町大字穴闇八一一
訪問看護ステーション「はるかぜ」
北葛城郡河合町大字穴闇八一一

河合診療所ホームヘルプステーション
大和高田市日之出町二二一〇
あおほ薬局
北葛城郡河合町大字穴闇八四一八
みどり薬局

4 秋篠西会労働組合の関係施設及び職場
奈良市西大寺赤田町一七一一二
介護老人福祉施設「こがねの里」
奈良市秋篠新町二七〇
あかね保育園

5 慈光園労働組合の関係施設及び職場
大和高田市池田四四四
介護老人福祉施設・慈光園

四 概要
救急患者及び入院患者、施設入所者、利用者のための保安要員を除いたすべての組
合員によるストライキ、又はその他すべての争議行為

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」といいます。）第四十一条の規定による平成十九年度狩猟免許試験並びに第五十一条の規定による平成十九年度狩猟免許更新の適性試験（以下「適性検査」という。）及び講習を次のとおり実施します。
平成十九年四月二十日
奈良県知事 柿本善也

1 狩猟免許試験並びに適性検査及び講習の日時、場所及び対象者

試験日時	試験区分	場所	対象者
平成十九年七月一日（日）	適性試験	橿原市四条町八八	新たに狩猟免許を受けようとする者及び既に受けている狩猟免許と異なる者

<p>1 試験 二 試験、適性検査及び講習の内容</p>	<table border="1"> <tr> <th>検査及び講習の日時</th> <th>場 所</th> <th>対 象 者</th> </tr> <tr> <td>平成十九年六月二十日（水） 午後一時三十分から午後四時三十分まで</td> <td>高市郡高取町吉備一 奈良県森林技術セン ター研修館</td> <td>平成十六年度に受けた狩猟 免許を更新しようとする者で あつて奈良県に住所があるもの</td> </tr> <tr> <td>平成十九年七月二十六日（木） 午後一時三十分から午後四時三十分まで</td> <td>奈良市登大路町三八 の一 中小企業会館中会議 室</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成十九年八月二十一日（火） 午後一時三十分から午後四時三十分まで</td> <td>橿原市四条町八八 奈良県農業総合セン ター農業交流館</td> <td></td> </tr> </table>	検査及び講習の日時	場 所	対 象 者	平成十九年六月二十日（水） 午後一時三十分から午後四時三十分まで	高市郡高取町吉備一 奈良県森林技術セン ター研修館	平成十六年度に受けた狩猟 免許を更新しようとする者で あつて奈良県に住所があるもの	平成十九年七月二十六日（木） 午後一時三十分から午後四時三十分まで	奈良市登大路町三八 の一 中小企業会館中会議 室		平成十九年八月二十一日（火） 午後一時三十分から午後四時三十分まで	橿原市四条町八八 奈良県農業総合セン ター農業交流館		<p>2 狩猟免許更新に係る適性検査及び講習の日時、場所及び対象者</p> <table border="1"> <tr> <td>及び同年九月三十日（日） 午前九時三十分から午後四時まで</td> <td>知識試験</td> <td>奈良県農業総合センター農業交流館</td> <td>なる種の狩猟免許を受けようとする者（以下「狩猟免許試験対象者」という。）であつて奈良県に住所があるもの</td> </tr> <tr> <td>技能試験</td> <td>狩猟免許試験対象者のうち適性試験及び知識試験の合格者であつて奈良県に住所があるもの</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	及び同年九月三十日（日） 午前九時三十分から午後四時まで	知識試験	奈良県農業総合センター農業交流館	なる種の狩猟免許を受けようとする者（以下「狩猟免許試験対象者」という。）であつて奈良県に住所があるもの	技能試験	狩猟免許試験対象者のうち適性試験及び知識試験の合格者であつて奈良県に住所があるもの		
検査及び講習の日時	場 所	対 象 者																				
平成十九年六月二十日（水） 午後一時三十分から午後四時三十分まで	高市郡高取町吉備一 奈良県森林技術セン ター研修館	平成十六年度に受けた狩猟 免許を更新しようとする者で あつて奈良県に住所があるもの																				
平成十九年七月二十六日（木） 午後一時三十分から午後四時三十分まで	奈良市登大路町三八 の一 中小企業会館中会議 室																					
平成十九年八月二十一日（火） 午後一時三十分から午後四時三十分まで	橿原市四条町八八 奈良県農業総合セン ター農業交流館																					
及び同年九月三十日（日） 午前九時三十分から午後四時まで	知識試験	奈良県農業総合センター農業交流館	なる種の狩猟免許を受けようとする者（以下「狩猟免許試験対象者」という。）であつて奈良県に住所があるもの																			
技能試験	狩猟免許試験対象者のうち適性試験及び知識試験の合格者であつて奈良県に住所があるもの																					
	<table border="1"> <tr> <th>狩猟免許の種類</th> <th>課 題</th> </tr> <tr> <td>網猟免許</td> <td>一 銃器及びわな以外の猟具を見て当該猟具の使用の是非を判別すること。 二 法施行規則第二条第二号に掲げる網の一つを架設すること。 三 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時にすること。</td> </tr> <tr> <td>わな猟免許</td> <td>一 わなを見て当該わなの使用の是非を判別すること。 二 法施行規則第二条第三号に掲げるわなの一つを架設すること。 三 獣類の図画、写真又ははく製を見てその獣類の判別を瞬時にすること。</td> </tr> <tr> <td>第一種 銃猟免許</td> <td>一 模造銃、空気銃以外の銃器を模した物をいう。次号から第四号までにおいて同じ。）について点検、分解及び結合の操作を行うこと。 二 模造銃に模造弾を装てんし、射撃姿勢をとつた後模造弾の脱包を行うこと。 三 二人以上で行動する場合における銃器の保持及び携行並びにその受渡しを模造銃を用いて行うこと。</td> </tr> </table>	狩猟免許の種類	課 題	網猟免許	一 銃器及びわな以外の猟具を見て当該猟具の使用の是非を判別すること。 二 法施行規則第二条第二号に掲げる網の一つを架設すること。 三 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時にすること。	わな猟免許	一 わなを見て当該わなの使用の是非を判別すること。 二 法施行規則第二条第三号に掲げるわなの一つを架設すること。 三 獣類の図画、写真又ははく製を見てその獣類の判別を瞬時にすること。	第一種 銃猟免許	一 模造銃、空気銃以外の銃器を模した物をいう。次号から第四号までにおいて同じ。）について点検、分解及び結合の操作を行うこと。 二 模造銃に模造弾を装てんし、射撃姿勢をとつた後模造弾の脱包を行うこと。 三 二人以上で行動する場合における銃器の保持及び携行並びにその受渡しを模造銃を用いて行うこと。	<p>狩猟に関する適性、技能及び知識について次のとおり行います。</p> <p>(一) 適性試験</p> <p>(1) 視力</p> <p>(2) 聴力</p> <p>(3) 運動能力</p> <p>(二) 技能試験</p> <p>次の表の上欄に掲げる狩猟免許の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる課題について行います。</p>												
狩猟免許の種類	課 題																					
網猟免許	一 銃器及びわな以外の猟具を見て当該猟具の使用の是非を判別すること。 二 法施行規則第二条第二号に掲げる網の一つを架設すること。 三 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時にすること。																					
わな猟免許	一 わなを見て当該わなの使用の是非を判別すること。 二 法施行規則第二条第三号に掲げるわなの一つを架設すること。 三 獣類の図画、写真又ははく製を見てその獣類の判別を瞬時にすること。																					
第一種 銃猟免許	一 模造銃、空気銃以外の銃器を模した物をいう。次号から第四号までにおいて同じ。）について点検、分解及び結合の操作を行うこと。 二 模造銃に模造弾を装てんし、射撃姿勢をとつた後模造弾の脱包を行うこと。 三 二人以上で行動する場合における銃器の保持及び携行並びにその受渡しを模造銃を用いて行うこと。																					
	<p>三 講習</p> <p>(一) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令</p> <p>(二) 銃具</p> <p>(三) 鳥獣</p> <p>(四) 鳥獣の保護管理</p> <p>四 試験、適性検査及び講習の申請手続</p> <p>1 申請</p> <p>狩猟免許申請書、狩猟免許更新申請書（社団法人奈良県猟友会及び同支部で交付</p>	<table border="1"> <tr> <td>第二種 銃猟免許</td> <td>一 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いずに装てんの操作を行った後射撃姿勢をとること。 二 距離の目測を行うこと。 三 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時にすること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>四 休憩の際に必要な銃器の操作を模造銃を用いて行うこと。 五 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いずに装てんの操作を行った後射撃姿勢をとること。 六 距離の目測を行うこと。 七 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時にすること。</td> </tr> </table>	第二種 銃猟免許	一 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いずに装てんの操作を行った後射撃姿勢をとること。 二 距離の目測を行うこと。 三 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時にすること。		四 休憩の際に必要な銃器の操作を模造銃を用いて行うこと。 五 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いずに装てんの操作を行った後射撃姿勢をとること。 六 距離の目測を行うこと。 七 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時にすること。																
第二種 銃猟免許	一 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いずに装てんの操作を行った後射撃姿勢をとること。 二 距離の目測を行うこと。 三 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時にすること。																					
	四 休憩の際に必要な銃器の操作を模造銃を用いて行うこと。 五 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いずに装てんの操作を行った後射撃姿勢をとること。 六 距離の目測を行うこと。 七 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時にすること。																					

する用紙を使用すること。二通に次に掲げる書類を添付してください。

- (一) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六十号) 第四条第一項第一号の規定による許可に係る許可証の写し(申請者が当該許可を現に受けている場合に限りません。)

- (二) 法第四十条第二号から第四号までに該当しないことの医師の診断書(申請者が銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けていない場合に限りません。)
- 一通

- (三) 写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 一枚

- (四) 住民票抄本 一通

2 申請期限
受けようとする試験、適性検査及び講習の各期日の十日前までとします。

3 申請書の提出先
奈良市内侍原町六の一 奈良県林業会館内
社団法人奈良県猟友会

4 手数料

- (一) 法第四十九条第二号に規定する者に係るもの 四、〇〇〇円
- (二) 法第五十一条第一項に規定する者に係るもの 二、九〇〇円
- (三) その他に係るもの 五、三〇〇円

四 その他
1 試験、適性検査及び講習の開始後は会場への入場は認めませんので注意してください。

2 駐車場の用意はしませんので自家用車での来場は避けてください。

3 試験、適性検査及び講習に関する問い合わせ先は、次のとおりとします。
奈良県農林部森林保全課鳥獣緑化係(〇七四二二七・七四八〇)

社団法人奈良県猟友会(〇七四二二二・六八二二五)

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号) 第十四条第一項の規定により、国土交通省

国土地理院長から次のとおり基本測量を実施することについて通知がありました。

平成十九年四月二十日

奈良県知事 柿本善也

一 測量の目的 基本測量(二万五千分の二地形図修正測量)

二 測量の地域 奈良県の区域

三 測量の期間 平成十九年四月九日から平成二十年三月二十四日まで

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号) 第十四条第二項の規定により、国土交通省

国土地理院長から次のとおり基本測量を終了したことについて通知がありました。

平成十九年四月二十日

奈良県知事 柿本善也

一 測量の目的 基本測量(二万五千分の二地形図修正測量)

二 測量の地域 奈良県の区域

三 測量の終了年月日 平成十九年三月二十三日

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条

第二項の規定により、川西町長から次のとおり公共測量を終了したことについて通知がありました。

平成十九年四月二十日

奈良県知事 柿本善也

一 測量の目的 公共測量(二万分の一撮影、二千五百分の二地形図データ作成、二万分の一地形図データ作成、デジタルオルソ画像データ作成)

二 測量の地域 磯城郡川西町全域

三 測量の終了年月日 平成十九年三月二十六日

都市計画法(昭和四十二年法律第百号) 第六十三条第一項の規定により、大和都市計

画下水道事業の事業計画の変更について、国土交通省近畿地方整備局長の認可を受けた

ので、同法第六十六条の規定により次のとおり公告します。

平成十九年四月二十日

奈良県知事 柿本善也

一 都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画下水道事業宇陀川流域下水道

二 施行者の名称 奈良県

三 事務所の所在地 奈良市登大路町三〇番地

四 事業地の所在

(一) 取用の部分

変更なし

(二) 使用の部分

変更なし

都市計画法(昭和四十二年法律第百号) 第三十六条第三項の規定により、開発行為に

関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。

平成十九年四月二十日

奈良県知事 柿本善也

一 許可番号

平成十九年三月五日第七八一・二九五号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年四月十三日第六六六六号

三 開発区域に含まれる地域

磯城郡田原本町大字千代五九七番地ノ一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

磯城郡田原本町大字千代二二四番地

元塚長司

~~~~~

一 許可番号

平成十九年三月五日第七八一・二〇五号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年四月十二日第六六六四号

三 開発区域に含まれる地域

大和郡山市榎木町二九〇番地

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大和郡山市今国府町六〇番地ノ一五

株式会社ウエルド ファブ テクノ 代表取締役 吉村賢二

一 許可番号

平成十九年三月二十七日第七八一二〇八号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年四月十二日第六六六五号

三 開発区域に含まれる地域

生駒郡斑鳩町大字若井三七九番地ノ四、三八〇番地ノ三及び三八三番地ノ七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

生駒郡平群町大字若井三八三番地ノ七

馬本昇

正 誤

平成十九年三月三十日付け奈良県公報外第六十六号正誤表

|     |   |       |   |
|-----|---|-------|---|
| 四   | 下 |       |   |
| 中   | 段 |       |   |
| 二十一 | 行 | 誤     |   |
|     |   | 第五十四号 |   |
|     |   | 第七十六号 | 正 |

【定価】 一か月 三千五百円 一部売り 一枚につき四十六円(共に、送料別)

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇  
電話 〇七四二一三二一〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九一八  
電話 〇七四二三五七三三二代

本誌は再生紙を使用しています。